

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

東京都島嶼町村一部事務組合地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和元年 10 月

東京都島嶼町村一部事務組合

# 目 次

ページ

第1章 地球温暖化対策計画と地方公共団体の責務	1
1 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景	
2 地方公共団体の責務	
第2章 計画の基本的事項	2
1 目的	
2 基準年度と計画の期間	
3 計画の範囲	
第3章 温室効果ガス排出状況	3
第4章 温室効果ガス排出量の目標	4
1 基本方針	
2 温室効果ガスの排出削減目標	
3 エネルギー使用量等の削減目標	
第5章 具体的な取組み	5
第6章 計画の推進と進行管理	7
1 推進体制	
2 進行管理	
3 活動実績とりまとめ及び公表	

## 第1章 地球温暖化対策計画と地方公共団体の責務

### 1 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成28年5月13日に閣議決定した。

我が国における2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

### 2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、温対法に基づき、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとされ、第21条第1項では、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務並びに事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である実行計画を策定するものとするとしている。

一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられている。

#### <温対法 第21条（抜粋）>

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 目的

本計画は、温対法第21条第1項の規定に基づき、東京都島嶼町村一部事務組合における省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減するため、「東京都島嶼町村一部事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）を策定し、一層の省エネルギー対策を推進することを目的とする。

### 2 基準年度と計画の期間

本計画は、2017（平成29）年度を基準年度とし、計画期間は、2019（令和元）年度から2024（令和5）年度の5年間とする。

### 3 計画の範囲

#### （1）対象範囲

実行計画の対象範囲は、下表に示す島嶼一組の全事業拠点の事務及び事業とする。

所 属	施 設 名 称	所 在 地
総 務 課	東京都島嶼町村一部事務組合 事務局	東京都港区海岸 1 丁目 4 番 1 5 号 島嶼 会館 2 階
会 館 事 業 課	島嶼会館	東京都港区海岸 1 丁目 4 番 1 5 号 島嶼 会館（2 階：事務局部分を除く。）
廃棄物対策課	大島一般廃棄物管理型最終処 分場	東京都大島町差木地地内
	八丈島一般廃棄物管理型最終 処分場	東京都八丈島八丈町末吉 1547

#### （2）対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で定めている7つの温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO2）を本計画の対象とする。

温室効果ガスの種類	排出される主な活動
二酸化炭素（CO2）	電気、ガス、燃料（軽油）の使用

### 第3章 温室効果ガス排出状況

各年度の施設ごとの温室効果ガスの総排出量の状況は、以下のとおりである。

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (基準年度)
燃料 使用 量	電気(kWh)	857,609	949,007	959,535	985,675
	ガス(m <sup>3</sup> )	64,822	57,747	56,010	59,133
	燃料(L)	7,110	6,669	4,843	5,378
CO <sub>2</sub> 排出量		634	668	666	688
温室効果ガス 総排出量		634	668	666	688
増減率 (前年度比)			+5.4%	△0.3%	+3.3%

※島嶼会館は、平成25年11月から営業開始のため温室効果ガス排出状況は、平成26年度から集計を開始。

※CO<sub>2</sub>排出量の温室効果ガス総排出量換算率=1

(地球温暖化対策推進法施行令第4条に基づく換算率)

## 第4章 温室効果ガス排出量の目標

### 1 基本方針

#### ■ 日常的な取り組みの推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努める。

#### ■ 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進していく。

#### ■ 取り組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を組織町村及び一般に広く公表し、組織町村及び関係事業者への率先垂範となることを目指す。

### 2 温室効果ガスの排出削減目標

	平成29年度 (基準年度)	目 標
排出量 (kg-CO2/年)	688kg	基準年度から3%以上削減する。

### 3 エネルギー使用量等の削減目標

上記の削減目標を達成するため、電気、ガス、ガソリンの使用量の削減に努める。

施設名称	取組項目	平成29年度 (基準年度)	令和4年度 (目標年度)	削減率
事 務 局	電気使用量(kWh)	13,294	12,895	3%以上
島 嶼 会 館	電気使用量(kWh)	608,340	590,090	3%以上
	ガス使用量(m3)	59,133	57,359	3%以上
大 島 処 分 場	電気使用量(kWh)	145,758	141,385	3%以上
	燃料使用量(L)	2,577	2,500	3%以上
八 丈 島 処 分 場	電気使用量(kWh)	218,283	211,735	3%以上
	燃料使用量(L)	2,801	2,717	3%以上

## 第5章 具体的な取組み

温室効果ガスの排出抑制を図るため、具体的な取組み項目は以下のとおりとする。

### (1) 事務局

取組項目		具体的な取組み
電気使用量の削減	冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を積極的に取り入れ、機器の効率を上げる。</li> <li>・会議室等の冷暖房は、会議等の開始時刻から使用する。</li> <li>・冷房の適正管理に伴う措置として、夏季におけるネクタイ及び上着の着用を不要とする軽装を実施する。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休みや勤務時間外には不必要な照明を消灯する。</li> <li>・会議室は使用時のみ点灯する。</li> </ul>
	ノー残業デー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜日及び給与支給日をノー残業デーとし、徹底を図る。</li> </ul>
	OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間使用しない場合は主電源を切り、使用にあたっては省電力機能を有効活用する。</li> </ul>
リサイクルの推進	紙ごみの減量とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面コピー、両面印刷等を徹底する。</li> <li>・印刷ミスを防ぐため、プレビューの確認を徹底する。</li> <li>・会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。</li> <li>・電子メール等を活用し、ペーパーレス化を図る。</li> <li>・ミスコピー用紙をメモ用紙等に使用する。</li> </ul>

### (2) 島嶼会館（共有スペース）

取組項目		具体的な取組み
電気使用量の削減	冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を積極的に取り入れ、機器の効率を上げる。</li> <li>・季節に応じた適正な温度管理の徹底を図る。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間帯（22：00～5：00）は、夜間照明に適切に切り替える。</li> </ul>
ガス使用量の削減	大浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節に応じた温度設定の徹底を図る。</li> </ul>
	レストラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理の効率化等による省エネルギー化を図る。</li> </ul>

(3) 島嶼会館 (客室)

取組項目		具体的な取組み
量の削減 電気使用	冷暖房機器	・照明、客室空調など節電の呼びかけを徹底する。
	照明	

(4) 一般廃棄物管理型処分場 (大島・八丈島)

取組項目		具体的な取組み
量の削減 電気使用	水処置方法の検証・検討	・運転方法の検証、省電力機器の導入等を検討する。
量の削減 燃料使用	重機材	・覆土方法の見直しを検討する。 ・効率的運転の徹底を図る。 ・省エネ機材の導入の呼びかけを行う。



## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1 推進体制

本組合における地球温暖化対策実行計画は、以下の体制で温暖化防止の取組みの把握と点検を行う。

#### ①温暖化対策責任者の配置

総務課長を温暖化対策責任者とする。

#### ②温暖化防止計画の策定

総務課長は、施設を所管する課と協議し、エネルギー使用量等の削減目標を定め、目標達成に向けた温暖化防止計画を策定する。

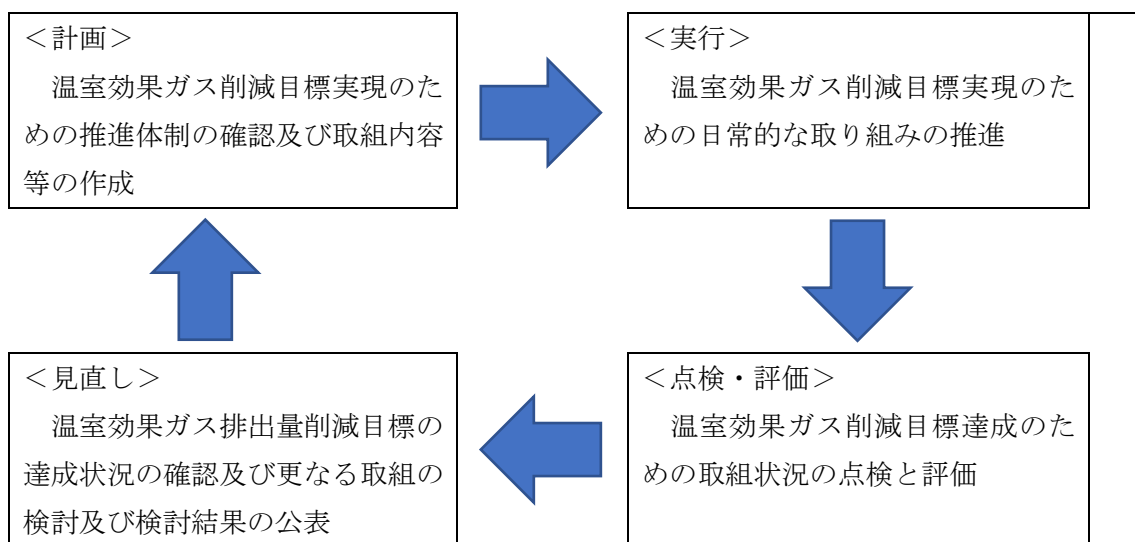
#### ③温暖化防止計画の推進と進行管理

総務課長は、温室効果ガスの排出抑制を図るため、温暖化防止計画に掲げる具体的な取組みの実行及び達成に向け所管課と連携するとともに、必要な措置を講じるものとする。

施設所管課は、温暖化防止計画に掲げる具体的な取組みを実行するとともに、取組みの進捗及び達成状況を総務課長に報告する。

### 2 進行管理

実行計画の進行管理は、次のとおり実施する。



### 3 活動実績とりまとめ及び公表

総務課長は、エネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について公表する。